

地方消費税率引き上げ分に伴う地方消費税交付金の増収分の使途

地方消費税交付金のうち消費税率引き上げによる増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。増収分は、下記の社会保障関係費の一般財源の一部として広く充てることとしています。

令和5年度

【歳入】

増収分	30,595 千円
-----	-----------

【歳出】

項目	事業費	(千円)
社会福祉総務費	154,819	47,263

注) 上記の経費には事務費等も一部含まれていますが、引き上げ分の地方消費税収は、事務費や職員の人工費に充てないこととされています。